

【的中問題！】一部ご紹介致します！

大原：公開模擬試験－第13問

職務発明及び職務著作に関する記述として、最も不適切なものはどれか。解答は問13へマークせよ。

- ア 従業員等の業務範囲に属し、その職務に属する発明をした場合に、使用者との間であらかじめ契約・勤務規則で使用者が特許を受ける権利を取得することを定めている場合には、従業員が職務発明を生み出した時点で、特許を受ける権利は当該使用者に帰属する。
- イ 職務発明について従業員が特許権を取得した場合、使用者は、当該従業員の承諾を得れば当該特許発明を無償で実施する権利を取得する。
- ウ 職務発明について使用者等に特許を受ける権利を承継等させる場合には、従業員は相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。
- エ 法人その他使用者の発意に基づき、その法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人が自己の著作の名義の下に公表するものは、従業員ではなく、法人が著作者となり著作権を取得する。

本試験：第17問

特許法上の職務発明に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 従業者がした職務発明についての特許を受ける権利は、契約、勤務規則などにおいて特に定めがなければ、その発生時から使用者に原始的に帰属する。
- イ 従業者がした発明は、その性質上使用者の業務範囲に属する発明であれば、特許法上の「職務発明」に該当する。
- ウ 従業者は、職務発明について使用者に特許を受ける権利を取得させた場合には、特許法の規定により相当の利益を受ける権利を有するところ、この相当の利益は金銭で直接支払われる必要があり、ストックオプションの付与により相当の利益を与えることはできない。
- エ 職務発明については、特許法の明文の規定に基づき、契約、勤務規則その他の定めに基づいて相当の利益を与えることの不合理性の判断に関する考慮事項について、指針(ガイドライン)が公表されている。

大原：直前対策模擬試験②－第24問

景品表示法に関する以下の会話は、顧客である甲氏と中小企業診断士であるあなたとの間で行われたものである。この会話を読んで、空欄AとBに入る語句の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。解答は問27へマークせよ。

- 甲 氏：「今日は、景品表示法について事業主が知っておくべきことを教えてください。何となく、『くじ引き』とか『商店街祭りの景品』の当たりくじ数や景品の上限金額を定めているらしい事は想像がつきますが。」
- あなた：「そうですね、景品表示なので、その通りですが、実際は必要な時に図表を参照すればわかります。まあ事業者単独で1,000円の商品全てにおまけを付けるなら200円（20%）が上限、くじ引き懸賞なら1,000円の商品で当たったら A が上限とイメージしておけば十分です。それより、①品質が著しく優良であると誤認させる『優良誤認表示』、②価格が著しく有利であると誤認させる『有利誤認表示』で差止めや課徴金を課されないようにしなければなりません。また、最近では B を本法律の不当表示として、2023年10月1日から規制が強化されています。」
- 甲 氏：「 B は、副社長がインフルエンサーに謝金を支払って広告・宣伝させていますが、これも要チェックですね。」
- あなた：「実際は広告・宣伝でありながら、その事実を隠した状態で発信する行為は、事業者が罰せられます。法律は、社会の変化や要請から随時改正されますので、ご注意ください。」
- 甲 氏：「了解しました、今年から半年周期で『経営法務勉強会』を副社長に企画させます。まずは景表法とハラスメント関連法規ですね。講師をお願いします。」
- あなた：「はい、わかりました。『転ばぬ先の杖』ですね。」

〔解答群〕

- | | |
|--------------|-------------------|
| ア A：1万円（10倍） | B：インサイドセールス |
| イ A：2万円（20倍） | B：ステルスマーケティング |
| ウ A：3万円（30倍） | B：Webマーケティング |
| エ A：5万円（50倍） | B：インフルエンサーマーケティング |

本試験：第22問

不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」という。)に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 景表法第5条第1号に規定するいわゆる優良誤認表示とは、商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示を意味する。
- イ 広告であるにもかかわらず広告であることを隠すこと(いわゆるステルスマーケティング)は、景表法の規制対象に含まれている。
- ウ 口頭でのセールストークは、景表法上の「表示」に含まれない。
- エ 不動産の取引に関する広告については、取引の申出に係る不動産が存在すれば、実際には取引する意思がなかったとしても、景表法違反にはならない。

㊦ 経営法務

(ご注意) 本解答・配点は、令和6年8月5日(月)に一般社団法人中小企業診断協会(<http://www.j-smeca.jp/index.html>)から発表されたものです。

問題	設問	正解	配点
第1問	—	イ	4
第2問	—	ア	4
第3問	—	イ	4
第4問	—	ア	4
第5問	—	イ	4
第6問	—	エ	4
第7問	設問1	イ	4
	設問2	エ	4
第8問	—	イ	4
第9問	—	イ	4
第10問	—	イ	4
第11問	—	ウ	4
第12問	—	ア	4
第13問	—	イ	4
第14問	—	エ	4
第15問	—	エ	4
第16問	—	ア	4
第17問	—	エ	4
第18問	—	イ	4
第19問	—	エ	4
第20問	—	ウ	4
第21問	—	ウ	4
第22問	—	イ	4
第23問	—	イ	4
第24問	—	ウ	4
合計	25問		100